

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	許認可業務管理システムファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	生活安全部門における許可等事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受付票番号、2 受理日、3 受理時間、4 入力日、5 申請者、6 営業所名、7 業務種別、8 申請種別、9 申請詳細、10 手数料、11 犯歴照会、12 身上前科照会、13 行政処分照会、14 その他照会、15 受理確認、16 本部確認、17 処理期間、18 一括処理、19 仮完結、20 課長完結日、21 許可通知日、22 備考、23 交付日
記録範囲	警備業法、同法施行令、同法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、古物営業法、同法施行規則、質屋営業法、同法施行規則、探偵業の業務の適正化に関する法律、同法施行規則、インターネット異性照会事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、同法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、同法施行令、同法施行規則、同法に基づく内閣府令、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、放射線同位元素等の運搬届等に関する内閣府令、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、同法施行令、核燃料物質等の運搬届出等に関する内閣府令、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、特定物質の運搬の届出等に関する規則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法、同法施行規則、猟銃安全指導員規則、指定射撃場の指定に関する内閣府令、火薬類取締法、火薬類の運搬に関する内

	閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例、酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取り立て等の規制に関する条例、同条例施行規則、広島県楽的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例、同条例施行規則、金属くず業条例、同条例施行規則、利用カード等販売業に係る届出等の手続に関する規則に基づく申請者及び届出者(マニュアル処理ファイルのみ申請等に係る代表者、役員、管理者、法定代理人、インターネット異性紹介事業関係については識別符号付与業務の委託を受ける者、運搬証明書交付事務に関しては運送人、運行責任者、同行者、運転者)	
記録情報の収集方法	申請者等からの申請書等その他法令に基づき収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課 (警察情報公開センター)	
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42	
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	